

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所 0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)  
上十三地区家畜衛生推進協議会 0176-25-2362 (FAX 0176-24-3888)  
(一社)青森県畜産協会 017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

牛の精液・受精卵を扱う家畜人工授精所開設者の皆様へ

## 国の立入検査に関する重要なお知らせ

昨年10月の「家畜改良増殖法」の改正及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(家畜遺伝資源法)」の制定を受け、国では法令遵守の徹底を図るため、**全国の家畜人工授精所**に対して立入検査を行う方針です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今年度の立入は必要最小限に留め、立入しない授精所に対しては「自己点検シート」を送付し、各授精所で自己点検を行ってその結果を農林水産省に報告していただくこととなりました。

### ⚠ 自己点検シートに関する注意点



- ・自己点検シートは東北農政局から各授精所へ直接送付されます。  
※東北農政局からは7月12日に送付されています。まだ届いていない場合は、十和田家畜保健衛生所までお問合せください。
- ・提出期限は8月31日(火)ですが、提出忘れや点検シートの紛失を避けるため、可能な限り速やかに提出をお願いします。
- ・点検結果は郵送、FAX、メールでの提出のほか、スマートフォン等で農林水産省Webサイトにアクセスし、直接回答することも可能です。
- ・点検結果の未提出や不備があった場合は、優先的に立入検査の対象となりますのでご注意ください。

### ⚠ 回答にあたっての注意点

- ・昨年10月1日、各授精所に「管理番号」が振られたのと同時に、授精所の「業務の別」の記載内容も変更されました。  
(昨年10月1日以前に授精所を開設した場合、業務の記載は「家畜人工授精」「家畜体内受精卵移植」「家畜体外受精卵移植」などとなっています。)  
⇒ 精液、受精卵の生産をしておらず、精液等の保管業務のみ行っている場合、自己点検シートの業務の別は「**⑤ 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存**」のみになります。
- ※その他、どの業務内容を選択すればいいのか判断に迷う場合は、回答する前に当所までお問い合わせください。

十和田家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日) 携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページ

十和田家畜保健衛生所

検索